

全国木材組合連合会  
平成 20 年 3 月 4 日

## 違法伐採問題・グリーン購入法を巡る動き

### 1 古紙偽装問題を巡る状況（グリーン購入法と業界の取組の信頼性）

再生紙年賀状はがきの古紙配合率に端を発した古紙配合率偽装問題は、グリーン購入法の運営全般に関して波紋を広げている。

製紙連合会は 1 月に実態調査を行い、13 社が「グリーン購入法の基準や契約において古紙配合率が設定されている紙製品について、基準を満たさない製品を供給した」との結果を発表。1 月 31 日付で「お詫び声明」を発表（国内の間伐材利用の推進などの使途にあてるための基金造成など）。

環境省は来年度のグリーン購入基準の改訂に向けて、古紙の配合率を緩和（コピー用紙の古紙配合率を 100% から引き下げ、間伐材・端材により製造されたパルプあるいは、「環境に配慮された原料を使用したパルプ」を充当）を検討してきたが、閣議決定前に延期を決定（2 月 4 日）。

今後、グリーン購入法のチェック体制の見直し（罰則規定の導入などの意見もあり）について検討が行われる見通し。

### 2 政府調達状況

18 年度の特定制品目調達実績の概要などのデータが公表され、全木連の検証調査が実施されているところ。

政府窓口などへの普及がまだまだ必要である状況が明らかになっている。他方で、「現状では現場において受発注者とも合法性の確認のとれた木質資材の調達に苦勞しているようであり、証明書の入手までに相当な時間も要している」との指摘もされている。

今後、グリーン購入法による調達の要請（中央と地方で）を引き続き行うとともに、「合法性を証明することが可能な事業者及びその証明が可能な製品の事例を紹介するシステムを充実させ調達者への積極的な情報提供を図る」（環境省特定調達品目調達実績の概要（考察））などの努力が必要。